

○11月・12月は『合同滞納整理強化月間』です

町税の納付忘れはございませんか。税収確保及び納期内に納税いただいた方との公平を確保するため湯浅町、和歌山県及び和歌山地方税回収機構では、11月・12月を『合同滞納整理強化月間』として、滞納者の財産（給与、不動産など）の差押えを集中的に行うなど、合同で滞納整理の強化に取り組みます。

納付期限を過ぎているにもかかわらず、納付されていない方は、至急役場または金融機関で納付してください。

また、何らかの事情で納付できない方は、未納のまま放置されることなく、納税方法等について税務課まで必ずご相談ください。

(問合せ先) 役場税務課 64-1106

◆休日及び夜間納税相談窓口の開設

平日の昼間に、納税に来られない方のために、奇数月の第3日曜日とその翌日の月曜日に休日及び夜間納税相談窓口を役場税務課内にて開設しています。次回の開設は次のとおりとなります。

休日納稅相談窓口：11月16日（日） 8:30～12:30

夜間納税相談窓口：11月17日（月）17:15～19:15

〔和歌山地方税回収機構とは〕

県内30市町村により構成されている、和歌山市内に事務所を置く一部事務組合です。各市町村単独では処理困難な滞納事案について税金を回収するために滞納者宅の搜索・不動産・預貯金などの差押えや、公売などの強制的な徴収手続きを執行する組織です。

○ 「税を考える週間」について

11月11日(火)～11月17日(月)は「税を考える週間」です。

今年度のテーマは「税の役割と税務署の仕事」となっています。

税は、福祉や教育の充実・交通基盤の整備等、私たちの暮らしのさまざまな場面で活かされています。この機会に税の大切さについて考えてみま

せんか？

湯浅税務署では税の役割や国税庁のICT（情報通信技術）化・国際化に対する取り組みについて紹介しています。お気軽にお問合せください。

税に関する情報は国税庁ホームページでも公開しています。⇒ <http://www.nta.go.jp>

(問合せ先) 湯浅税務署 63-5351

平成27年度に保育所へ入所を希望される方は、11月10日（月）～14日（金）の期間に、町内各保育所又は、健康福祉課児童係までお申込みください。

申込み用紙は、各保育所、児童係で配布しています。

※年度の途中で入所を希望される方も、必ずお申込みください。（出産前でも可）

申込みをしていないと、希望する保育所、入所月に入所できない場合があります。

詳しくは、児童係までお問い合わせください。

保育所名	対象児	開所時間	土曜日保育について
向島 保育所 63-4153	0~5歳児	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~17:30	午前中のみ全員保育 午後からは希望保育
田 保育所 63-3050	1~5歳児	平日 8:00~18:00	希望保育 (向島保育所で実施)
武者越 保育所 63-5045	0~5歳児	平日 8:00~18:00	
ひまわり保育園(私立) 62-4997	0~5歳児	毎日 7:00~19:00	希望保育 (日曜保育もあり)

健康福祉課

兒童系

641120

平成27年度

園児募集

